

事務連絡
令和8年2月20日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において令和7年度に講ずることとされた措置（道路運送車両法、戸籍法及び住民基本台帳法に基づく請求が可能であることの通知）について（周知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）¹において、市町村が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）等の法令の定める事務等の遂行に必要な場合等において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく請求が可能である旨を通知することとされました。

これは、令和7年の地方分権改革に関する提案募集²において、廃棄物処理法第19条の4第1項等に基づいて、市町村長が措置命令等を行おうとする場合に、当該命令等の対象となる行為を行った者の特定に苦慮しており、例えば、当該行為者の自動車登録番号（いわゆる自動車のナンバー）は判明しているが、当該行為者の氏名、住所等が不明であるといった事例が寄せられたことによるものです。

このような場合において、道路運送車両法、戸籍法及び住民基本台帳法に基づく請求を行うことが可能であるため、下記のとおり周知します。

貴部（局）におかれましては、貴管内市町村に周知いただくとともに、引き続き、廃棄物の適正処理確保のため、各地方公共団体における地域の実情に応じた取組の推進をお願いいたします。

なお、記1については国土交通省物流・自動車局自動車情報課と、記2については法務省民事局民事第一課及び総務省自治行政局住民制度課と調整済みであることを申し添えます。

¹ https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r07/k_tb_r7_honbun_1.pdf

² https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r07/r7_kekka_16_env.pdf（管理番号211）

記

1. 道路運送車両法に基づく登録事項等証明書等の請求について

道路運送車両法第 22 条第 1 項に基づく登録事項等証明書等の請求については、地方公共団体が廃棄物処理法等の法令の定める事務等を遂行するために必要がある場合、自動車登録番号のみでの請求が可能である。

2. 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく戸籍謄本、住民票の写し等の請求について

一般廃棄物については、市町村が統括的な処理責任を有することを踏まえ、廃棄物処理法等に基づく事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項、住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、戸籍謄本や住民票の写し等の請求が可能である。

【参考】

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

（登録事項等証明書等）

第二十二條 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～4 （略）

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。（後略）

6 （略）

○自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）

（交付請求及び提供請求の際の明示事項）

第二十六條 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。

一 交付請求をする者の氏名及び住所

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号

（1） 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合

（2）（略）

ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

第十条の二（略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

3～6 （略）

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

第十二條の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2～5 （略）

（除票の写し等の交付）

第十五條の四（略）

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができる。

3～5 （略）

（戸籍の附票の写しの交付）

第二十条（略）

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。

3～5 （略）